| 改正後 | 現行 |
| --- | --- |
| （表題、目次は省略）  第1　本要領の意義  職業安定機関以外の者が職業紹介事業を行うに当たっては、原則として厚生労働大臣の許可を得て行うものであるが、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の２第１項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の学生、生徒等（以下「学校卒業見込者等」という。）の職業紹介については、学校等の職業教育の延長としてこれを行うことにより学校卒業見込者等が受けた職業教育を有効に活用した職業に就くことが可能となることから、学校卒業見込者等の職業適性を十分把握している学校等が職業安定機関の指導・援助を受けながら自らの事業として職業紹介を行うことがより実態に即するものとして、同項の規定により、厚生労働大臣に届け出ることにより無料職業紹介事業を行うことができるものとされている。  学校等の行う無料職業紹介事業に係る業務の取扱いは、この要領の定めるところによるものとする。  第2　学校等が無料職業紹介事業を行う場合の手続  　1 学校等の行う無料職業紹介事業の定義と範囲  　　(1) 定義  　　(2) 範囲  　（略）  　　(1) 事業開始の届出  　　　イ　（略）  (ｲ)　中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）及び高等専門学校  　　当該学校の学生若しくは生徒又は当該学校を卒業し、又は退学した者（ただし、中学校及び義務教育学校については退学した者を除き、特別支援学校については当該学校の中学部及び高等部の生徒並びに当該学校の中学部及び高等部を卒業した者に限る。）  　　　　(ﾛ)～(ﾆ)　（略）  　　　ロ　（略）  　　　ハ　名義貸しの禁止  届出により無料職業紹介事業を行う学校等は、自己の名義をもって、他人に職業紹介事業を行わせてはならない（法第33条の２第７項において準用する法第32条の10）。  　2 学校等の行う無料職業紹介事業の届出  （略）  　　(1) 事業開始の届出  　　　イ　（略）  　　　ロ　添付書類  （略）  　　　　(ｲ)～(ﾊ)　（略）  　　　　(ﾆ) 業務運営規程  業務運営規程の様式は任意のもので差しつかえないが、法及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）に基づき職業紹介機関として必要な次のような事項を記載したものとする。業務運営規程登載事項例は参考１に示す。  ○　労働施策総合推進法第13条及び第14条に関する事項  ○　法第２条、第３条、第５条の３、第５条の４、第５条の５、第５条の６、第５条の７、第５条の８、第20条（第34条第１項により準用）、第33条の２及び第51条の２に関する事項  ○　法33条の２第５項の規定に基づき取り扱う職業紹介の範囲を定めた場合にあってはその旨及びその内容  　　　　(ﾎ) 個人情報適正管理規程  個人情報適正管理規程は任意の様式で差し支えないが、法第５条の５の規定の趣旨から、次の事項を必ず記載するものとする。個人情報適正管理規程参考例は参考２に示す。  ○　個人情報を取り扱うことができる者の範囲  ○　個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に  　関する事項  ○　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂  　正(削除を含む。）の取扱いに関する事項  ○　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事  　項  　　　ハ～ニ　（略）  　　(2)～(3)　（略）  第3　職業安定機関における取扱い  　1　（略）  　2　無料職業紹介事業の指導  　（略）  　　(1) 指導の方針  学校等の行う無料職業紹介事業は、学校等及び学校卒業見込者等の特殊性を考慮して、学校等自体が、その学校卒業見込者等に対し、法の目的に沿って最も円滑かつ効果的に実施するための制度であるから、指導に当たっては、かかる事情を考慮するとともに関係教育行政庁とも密接に連絡の上、行うものとする。  　　(2)～(3)　（略）  　　(4) 職業紹介事業の改善命令  　　　イ～ロ　（略）  　　　ハ　弁明の機会の付与  上記ロの報告を受けた主たる事務所所轄都道府県労働局長は自らないし担当職員をもって現地調査を行い又は安定所からの調査書の内容を審議し改善命令を行おうとする場合には、行政手続法（平成５年法律第88号）の規定に沿って弁明の機会を付与しなければならない（行政手続法第13条）。  　　(5) 職業紹介事業の停止命令  　　　イ　停止命令に該当する場合  都道府県労働局長に届出をして職業紹介事業を行う学校等が法又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定又はこれらの規定に基づく命令又は処分に違反したときは、その事業の全部又は一部を停止することができる（法第33条の２第７項により準用する法第32条の９第２項）。  停止命令は、事業停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、懲戒の趣旨を併せ持つものである。  法又は労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令又は処分に違反するとは、法、職業安定法施行令（昭和28年政令第242号）若しくは規則又は労働者派遣法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）の規定に違反し、又はこれらの法令に基づいて厚生労働大臣、都道府県労働局長、安定所長が行った行政上の措置に従わないことをいう。  　　　ロ　都道府県労働局ヘの報告手続  安定所は、学校等の行う職業紹介事業に関してその事業を停止させることを必要とする事由が発生したときは、その事由を詳細に調査し、この結果を文書で主たる事務所所轄都道府県労働局長に（事務所の所在地を管轄する都道府県と異なる場合は当該安定所を管轄する都道府県労働局を経由して、）報告しなければならない。  その文書には少なくとも次の事項が記載されていなければならない。  　　　　a　非違行為の具体的な概要（法若しくは労働者派遣法の規  　　　　 定又はこれに基づく命令若しくは処分に違反した事実）  　　　　b～g　（略）  　　　ハ（略）  　　　ニ　停止処分以前における教育行政等との連携  主たる事務所所轄都道府県労働局長は無料職業紹介事業を行う学校等（本項においては法第33条の２第１項第３号に規定する施設及び第４号に規定する職業能力開発総合大学校を除く。）の長に対し、事業の全部又は一部の停止を命じようとする場合には、あらかじめ関係教育行政庁等（国立大学法人の設置する学校等並びに公立、私立の大学及び高等専門学校については文部科学大臣、大学及び高等専門学校を除く私立の学校等については都道府県知事、大学及び高等専門学校を除く公立の学校等については都道府県教育委員会をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。（法第33条の２第８項）。  　　(6)～(7)　（略）  第4　学校等の行う無料職業紹介事業の運営  （略）  　1　原則に基づく職業紹介の実施  （略）  　　(1) 求人申込み受理の原則  学校等の長が無料職業紹介事業を行う場合は、取扱いの範囲を定めて届け出た場合以外は、いかなる求人の申込みも受理しなければならない。ただし、次の場合においては申し込まれた求人を受理しないことができる。なお、求人の申込みを受理しない場合においては、その理由を説明しなければならない（法第５条の６、規則第４条の５第４項）。  　　　　(ｲ)～(ﾛ)　（略）  (ﾊ)　労働関係法令の規定（令第１条に定めるもの）に違反し、法律に基づく処分、公表等が講じられた者から申し込まれた場合（規則第４条の５第３項に定める場合に限る。）  　　　　(ﾆ)～(ﾎ)　（略）  　　　イ～ニ　（略）  　　　ホ　誤解を生じさせる表示の禁止  無料職業紹介事業を行う学校等は、学校卒業見込者等を対象とした求人の申込みを受理する際に、その内容が求職者に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。  (ｲ) 関係会社を有する者が労働者の募集を行う場合、労働者を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。  (ﾛ) 労働者の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。  (ﾊ) 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。  (ﾆ) 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。  　　(2) 求職申込み受理の原則  学校等の長が無料職業紹介事業を行う場合は、取扱いの範囲を定めて届出た場合以外は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。  ただし、求職の申込みの内容が法令に違反するときは、その申込みを受理しないことができるものである。  なお、求職の申込みを受理しない場合においては、その理由を求職者に説明しなければならない（法第５条の７、規則第４条の６）。  求職の受理に当たり必要があると認めるときは、求職者に対して、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について指導すること及び求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。  指導すべき主な事項は次のとおりである。  　　　イ～ロ（略）  　　(3) 労働条件等明示の原則  　　　イ　（略）  　　　ロ　労働条件等明示に当たっての留意点  (ｲ)　 無料職業紹介事業を行う学校等は、学校卒業見込者等に対して、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示するとともに、次に掲げるところによらなければならないこと(職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「安定法指針」という。）及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号。以下「若者法指針」という。）。  　　　　　①　（略）  ②　労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法に基づき、裁量労働制が適用されることとなる場合（※１）又は高度プロフェッショナル制度が適用される場合（※２）には、その旨を明示すること。  ※１　労働基準法第38条の３第１項の規定により同項第２号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は労働基準法第38条の４第１項の規定により同項第３号に掲げる時間労働したものとみなす場合。  ※２　労働基準法41条の２第１項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事する場合。  　　　　　③～④　（略）  (ﾛ)　無料職業紹介事業を行う学校等は、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項によるべきであること(安定法指針及び若者法指針）。  ①　原則として、求職者と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(ｲ)②後段の裁量労働制及び高度プロフェッショナル制度並びに③後段の固定残業代に係る内容の明示については特に留意すること。  　　「最初に接触する時点」とは、面接、メール、電話などにより、無料職業紹介事業を行う学校等と求職者との間で意思疎通（面接の日程調整に関する連絡等を除く。）が発生する時点をいうものであること。  　　　　　②　（略）  (ﾊ) 無料職業紹介事業を行う学校等は、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。  　　　ハ～ニ　（略）  　　(4) 適格紹介の原則  職業紹介は、人と職業との結合という観点に立って、求職者に対してその能力に適合する職業を紹介するとともに、求人者に対してその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない（法第５条の８）。  　　(5)～(7)　（略）  　2　事業の運営の基本となる事項  　　(1)　（略）  　　(2) 秘密の厳守  無料職業紹介事業を行う学校等及びこれに従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報、法人である雇用主に関する情報をみだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介事業を行わなくなった及び業務に従事する者でなくなった後においても同様である（法第51条、規則第34条）。職業紹介を行う者及びその事業に従事する者は、職業紹介に関し知り得た学校卒業見込者等又は雇用主の個人的な情報を漏らすことのないよう留意しなければならない。  したがって、職業紹介に関する記録又は知り得た事項については、学校等の長若しくはその事業に従事する者又は法を施行する業務に従事する職員以外の者に対しては、それが求人者、求職者であってもこれを見せたり、あるいは第三者に漏らしてはならない。  　　(3) 個人情報の収集、保管及び使用（法第５条の５）  イ　無料職業紹介事業を行う学校等は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、個人情報の収集に当たっては、個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、インターネットの利用その他適切な方法により、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。  　　また、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。  　　　　(ｲ)～(ﾊ)　（略）  ロ　無料職業紹介事業を行う学校等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならない。  　　　ハ～ニ　（略）  ホ　無料職業紹介事業を行う学校等は、ロ又はニの求職者本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。  (ｲ)　同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。  (ﾛ)　業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。  (ﾊ)　求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。  　　(4)　個人情報の適正な管理のための措置（法第５条の５第２  　　　項）  イ　無料職業紹介事業を行う学校等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならない。  　　　　(ｲ)　（略）  (ﾛ)　個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置  (ﾊ)　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置  　　　　(ﾆ)　（略）  ロ　無料職業紹介事業を行う学校等が、求職者の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならない。  　　　ハ～ニ　（略）  　　(5)　（略）  　　(6) 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための  　　　　措置  無料職業紹介事業を行う学校等は、法第５条の４第１項の規定により求人等に関する情報を提供するに当たっては、その内容を正確かつ最新の内容に保つため、次に掲げる措置を講じなければならない。  イ　当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあつたときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。  ロ　当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。  　3　職業紹介に使用する帳票  　　(1)　（略）  　　(2)　求人票  （略）  　　　イ　法第５条の３に基づき求人票に含まなければならない事  　　　　項  　　　　①～⑨　（略）  　　　　⑩　就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に  　　　　関する事項  　　　ロ～ハ　（略）  　　(3)～(4)　（略）  　4　求人求職管理簿  　　(1)　（略）  　　(2) 様式  求人求職管理簿の様式については、様式例３、４を示しているが、様式例の記載項目が具備されたものであれば、任意の様式のものを使用することとして差し支えない。  なお、書面によらずとも必要事項をコンピュータに記録し、必要に応じて取り出す方法等直ちに必要事項が明らかにされ、かつ写しを提供し得るシステムとなっていれば差し支えない。  また、求人票、求職票を活用して、これらを綴ったものを求人求職管理簿としても差し支えないが、その場合には、求人票、求職票に処理状況欄を設ける等して処理状況を記載するものとする。  　　(3)　（略）  　5 職業紹介事業報告書の提出  無料職業紹介事業を行う学校等は、４月１日から翌年３月31日までを事業年度とし、事業年度における状況を報告書にまとめ３通（正本１通、副本２通）作成の上、副本１通を控えとして保存し、他の２通を主たる事務所所轄安定所長に５月31日までに提出するものとする（法第33条の２第７項において準用する法第32条の16、規則第38条第２項及び第３項)。なお、主たる事務所所轄安定所長が指定する宛先へ電子メールにより提出することとしても差し支えない。  事業報告書の様式は様式３とする。  　　（削除）  　6 職業紹介実績の情報提供  無料職業紹介事業を行う学校等は、職業紹介の実績に関する次の情報を、学校等の運営するホームページ等において提供するよう努めるものとする。提供に当たっては、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。（法第５条の４第１項、第33条の２第７項において準用する法第32条の16第３項、規則第24条の８)。  (1) 就職者数  (2) (1)のうち、期間の定めのない労働契約を結んだ者の数  (3) (2)のうち、就職から６ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者の数  (4) (2)のうち、(3)に該当するかどうか明らかでない者の数  情報の提供に当たっては事業年度（４月から３月まで）を単位とする。このうち、(1)及び(2)については４月30日、(3)及び(4)については12月31日までに、前年度及び前々年度の総数の情報を提供する。また、４月１日から９月30日までの間、(1)及び(2)については前年度、前々年度及び前々々年度の総数を、(3)及び(4)については前々年度及び前々々年度の総数の情報を提供する。情報提供の様式は任意（様式例５に参考例を示すが、例えば学校等がホームページに就職（内定）状況等を掲載している場合に、その内数として実績を掲載するなど、柔軟に対応することは差し支えない。）とする。  ※１　(1)及び(2)に掲げる情報は、４月１日から４月30日までの間は前々年度及び前々々年度の総数と、(3)及び(4)に掲げる情報は、10月１日から12月31日までの間は前々年度及び前々々年度の総数に関する情報とすることができる。  ※２　（略）  第5　様式  様式1  （表面）　（略）  （裏面）  〔記入に当たっての注意事項〕  (1)～(3)　（略）  (4)　「(3)取り扱うべき職業紹介の範囲」の欄には、特に無料職業紹介事業の取扱い範囲（取り扱う求人職種、取り扱う卒業者の範囲等)を定める場合に、その取扱い範囲を明示して記入すること。  (5)～(7)　（略）  様式2　（略）  様式3  （表面）　（略）  （裏面）  　　［記入にあたっての注意事項］  １～３　（略）  ４　(4)離職者数とは、報告対象年度の前年度に就職した者のうち、就職後６ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者の数を指す。  ５　（略）  様式例１～様式例５　（略）  参考１～参考２　（略） | （表題、目次は省略）  第1　本要領の意義  職業安定機関以外の者が職業紹介事業を行うに当たっては、原則として厚生労働大臣の許可を得て行うものであるが、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の２第１項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の学生、生徒等（以下「学校卒業見込者等」という。）の職業紹介については、学校等の職業教育の延長としてこれを行うことにより学校卒業見込者等が受けた職業教育を有効に活用した職業に就くことが可能となることから、学校卒業見込者等の職業適性を十分把握している学校等が職業安定機関の指導・援助を受けながら自らの事業として職業紹介を行うことがより実態に即するものとして、法第33条の２の規定により、厚生労働大臣に届け出ることにより無料職業紹介事業を行うことができるものとされている。  学校等の行う無料職業紹介事業に係る業務の取扱いは、この要領の定めるところによるものとする。  第2　学校等が無料職業紹介事業を行う場合の手続  　1 学校等の行う無料職業紹介事業の定義と範囲  　　(1) 定義　（略）  　　(2) 範囲  　（略）  　　(1) 事業開始の届出  　　　イ　（略）  (ｲ)　 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）、高等専門学校、特別支援学校  　　当該学校の学生若しくは生徒又は当該学校を卒業し、又は退学した者（ただし、中学校及び義務教育学校については退学した者を除き、特別支援学校については当該学校の中学部及び高等部の生徒並びに当該学校の中学部及び高等部を卒業した者に限る。）  　　　　(ﾛ)～(ﾆ)　（略）  　　　ロ　（略）  　　　ハ　名義貸しの禁止  届出により無料職業紹介事業を行う学校等は、自己の名義をもって、他人に職業紹介事業を行わせてはならない（法第33条の２第７項において準用する第32条の10）。  　2 学校等の行う無料職業紹介事業の届出  （略）  　　(1) 事業開始の届出  　　　イ　（略）  　　　ロ　添付書類  （略）  　　　　(ｲ)～(ﾊ)　（略）  　　　　(ﾆ) 業務運営規程  業務運営規程の様式は任意のもので差しつかえないが、法及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）に基づき職業紹介機関として必要な次のような事項を記載したものとする。業務運営規程登載事項例は参考１に示す。  ○　労働施策総合推進法第13条及び第14条に関する事項  ○　法第２条、第３条、第５条の３、第５条の４、第５条の５、第５条の６、第５条の７、第20条（第34条第１項により準用）、第33条の２及び第51条の２に関する事項  ○　法第33条の２第５項の規定に基づき取り扱う職業紹介の範囲を定めた場合にあってはその旨及びその内容  　　　　(ﾎ) 個人情報適正管理規程  個人情報適正管理規程は任意の様式で差し支えないが、法第５条の４の規定の趣旨から、次の事項を必ず記載するものとする。個人情報適正管理規程参考例は参考２に示す。  ○　個人情報を取り扱うことができる者の範囲  ○　個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に  　関する事項  ○　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂  　正(削除を含む。）の取扱いに関する事項  ○　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項  　　　ハ～ニ　（略）  　　(2)～(3)　（略）  第3　職業安定機関における取扱い  　1　（略）  　2　無料職業紹介事業の指導、援助  　（略）  　　(1) 指導の方針  学校等の行う無料の職業紹介事業は、学校等及び学校卒業見込者等の特殊性を考慮して、学校等自体が、その学校卒業見込者等に対し、法の目的に沿って最も円滑かつ効果的に実施するための制度であるから、指導に当たっては、かかる事情を考慮するとともに関係教育行政庁とも密接に連絡の上、行うものとする。  　　(2)～(3)　（略）  　　(4) 職業紹介事業の改善命令  　　　イ～ロ　（略）  　　　ハ　弁明の機会の付与  上記ロの報告を受けた主たる事務所所轄都道府県労働局長は自らないし担当職員をもって現地調査を行い又は安定所からの調査書の内容を審議し改善命令を行おうとする場合には、行政手続法の規定に沿って弁明の機会を付与しなければならない（行政手続法（平成５年法律第88号）第13条）。  　　(5) 職業紹介事業の停止命令  　　　イ　停止命令に該当する場合  都道府県労働局長に届出をして職業紹介事業を行う学校等が法又は労働者派　遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定又はこれらの規定に基づく命令又は処分に違反したときは、その事業の全部又は一部を停止することができる（法第33条の２第７項により準用する法第32条の９第２項）。  停止命令は、事業停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、懲戒の趣旨を併せ持つものである。  法又は労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令又は処分に違反するとは、同法、同法施行令若しくは同法施行規則の規定に違反し、又はこれらの法令に基づいて厚生労働大臣、都道府県労働局長、安定所長が行った行政上の措置に従わないことをいう。  　　　ロ　都道府県労働局ヘの報告手続  安定所は、学校等の行う職業紹介事業に関してその事業を停止させることを必要とする事由が発生したときは、その事由を詳細に調査し、この結果を文書で主たる事務所所轄都道府県労働局長に（事務所の所在地を管轄する都道府県と異なる場合は当該安定所を管轄する都道府県労働局を経由して、）報告しなければならない。  その文書には少なくとも次の事項が記載されていなければならない。  　　　　a　非違行為の具体的な概要（法又は労働者派遣法の規定又  　　　　 はこれに基づく命令、処分に違反した事実）  　　　　b～g　（略）  　　　ハ（略）  　　　ニ　停止処分以前における教育行政等との連携  主たる事務所所轄都道府県労働局長は無料職業紹介事業を行う学校等（本項においては法第33条の２第１項第３号に規定する施設及び第４号に規定する職業能力開発総合大学校を除く。）の長に対し、事業の全部又は一部の停止を命じようとする場合には、あらかじめ関係教育行政庁等（国立大学法人の設置する学校等並びに公立、私立の大学及び高等専門学校については文部科学大臣、大学等専門学校を除く私立の学校等については、都道府県知事、大学、高等専門学校を除く公立の学校等については都道府県教育委員会をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。（法第33条の２第８項）。  　　(6)～(7)　（略）  第4　学校等の行う無料職業紹介事業の運営  （略）  　1　原則に基づく職業紹介の実施  （略）  　　(1) 求人申込み受理の原則  学校等の長が無料職業紹介事業を行う場合は、取扱いの範囲を定めて届け出た場合以外は、いかなる求人の申込みも受理しなければならない。次の場合においては申し込まれた求人を受理しないことができる。なお、求人の申込みを受理しない場合においては、その理由を説明しなければならない（法第５条の５、規則第４条の３第４項）。  　　　　(ｲ)～(ﾛ)　（略）  (ﾊ)　労働関係法令の規定（職業安定法施行令第１条に定めるもの）に違反し、法律に基づく処分、公表等が講じられた者から申し込まれた場合（職業安定法施行規則第４条の３第３項に定める場合に限る。）  　　　　(ﾆ)～(ﾎ)　（略）  　　　イ～ニ　（略）  　　　（新設）  　　(2) 求職申込み受理の原則  学校等の長が無料職業紹介事業を行う場合は、取扱いの範囲を定めて届出た場合以外は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。  ただし、求職の申込みの内容が法令に違反するときは、その申込みを受理しないことができるものである。  なお、求職の申込みを受理しない場合においては、その理由を求職者に説明しなければならない（法第５条の６、規則第４条の４）。  求職の受理に当たり必要があると認めるときは、求職者に対して、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について指導すること及び求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。  指導すべき主な事項は次のとおりである。  　　　イ～ロ（略）  　　(3) 労働条件等明示の原則  　　　イ　（略）  　　　ロ　労働条件等明示に当たっての留意点  (ｲ)　 無料の職業紹介事業を行う学校等は、学校卒業見込者等に対して、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示するとともに、次に掲げるところによらなければならないこと(職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「安定法指針」という。）及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号。以下「若者法指針」という。）。  　　　　　①　（略）  ②　労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法に基づき、裁量労働制が適用されることとなる場合（※）には、その旨を明示すること。  ※　労働基準法第38条の３第１項の規定により同項第２号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は労働基準法第38条の４第１項の規定により同項第３号に掲げる時間労働したものとみなす場合。  　　　　　　（新設）  　　　　　③～④　（略）  (ﾛ)　無料の職業紹介事業を行う学校等は、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項によるべきであること(安定法指針及び若者法指針）。  ①　原則として、求職者と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(ｲ)②後段の裁量労働制及び③後段の固定残業代に係る内容の明示については特に留意すること。  　　「最初に接触する時点」とは、面接、メール、電話などにより、無料の職業紹介事業を行う学校等と求職者との間で意思疎通（面接の日程調整に関する連絡等を除く。）が発生する時点をいうものであること。  　　　　　②　（略）  (ﾊ) 無料の職業紹介事業を行う学校等は、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。  　　　ハ～ニ　（略）  　　(4) 適格紹介の原則  職業紹介は、人と職業との結合という観点に立って、求職者に対してその能力に適合する職業を紹介するとともに、求人者に対してその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない（法第５条の７）。  　　(5)～(7)　（略）  　2　事業の運営の基本となる事項  　　(1)　（略）  　　(2) 秘密の厳守  無料職業紹介を行う学校等及びこれに従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報、法人である雇用主に関する情報をみだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介を行わなくなった及び業務に従事する者でなくなった後においても同様である（法第51条、規則第33条の２）。職業紹介を行う者及びその事業に従事する者は、職業紹介に関し知り得た学校卒業見込者等又は雇用主の個人的な情報を漏らすことのないよう留意しなければならない。  したがって、職業紹介に関する記録又は知り得た事項については、学校等の長若しくはその事業に従事する者又は法を施行する業務に従事する職員以外の者に対しては、それが求人者、求職者であってもこれを見せたり、あるいは第三者に漏らしてはならない。  　　(3) 個人情報の収集、保管及び使用（法第５条の４）  イ　無料職業紹介を行う学校等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。  　　　　(ｲ)～(ﾊ)　（略）  ロ　無料職業紹介事業を行う学校等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならない。  　　　ハ～ニ　（略）  　　　（新設）  　　(4)　個人情報の適正な管理のための措置（法第５条の４第２  　　　項）  イ　無料職業紹介事業を行う学校等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならない。  　　　　(ｲ)　（略）  (ﾛ)　個人情報の紛失、破壊、改ざんを防止するための措置  (ﾊ)　正当な権限を有しない者が個人情報にアクセスすることを防止するための措置  　　　　(ﾆ)　（略）  ロ　無料職業紹介事業を行う学校等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならない。  　　　ハ～ニ　（略）  　　(5)　（略）  　　（新設）  　3　職業紹介に使用する帳票  　　(1)　（略）  　　(2)　求人票  　　（略）  　　　イ　法第５条の３に基づき求人票に含まなければならない事  　　　　項  　　　　①～⑨　（略）  　　　　（新設）  　　　ロ～ハ　（略）  　　(3)～(4)　（略）  　4　求人求職管理簿  　　(1)　（略）  　　(2) 様式  求人求職管理簿の様式については、様式例３、４を示しているが、様式例の記載項目が具備されたものであれば、任意の様式のものを使用することとして差し支えない。  なお、書面によらずとも必要事項をコンピュータに記録し、必要に応じて取り出す方法等直ちに必要事項が明らかにされ、かつ写しを提供し得るシステムとなっていれば差し支えない。  また、求人票、求職票を活用して、これらを綴ったものを求人求職管理簿としても差し支えないが、その場合には、求人票・求職票に処理状況欄を設ける等して処理状況を記載するものとする。  　　(3)　（略）  　5職業紹介事業報告書の提出  無料職業紹介を行う学校等は、４月１日から翌年３月31日までを事業年度とし、事業年度における状況を報告書にまとめ３通（正本１通、副本２通）作成の上、副本１通を控えとして保存し、他の２通を主たる事務所所轄安定所長に５月31日までに提出するものとする（法第33条の２第７項において準用する法第32条の16、規則第38条第２項及び第３項)。  事業報告書の様式は様式３とする。  ※　事業報告書は令和２年度分実績までは旧様式を使用し、翌  　年度以降は新様式を使用すること。  　6 職業紹介実績の情報提供  無料職業紹介事業を行う学校等は、職業紹介の実績に関する次の情報を、学校等の運営するホームページ等において提供するよう努めるものとする。（法第33条の２第７項において準用する法第32条の16第３項、規則第24条の８)。  就職者数  (1)のうち、期間の定めのない労働契約を結んだ者の数  (2)のうち、就職から６ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者  の数  (2)のうち、(3)に該当するかどうか明らかでない者の数  情報の提供に当たっては事業年度（４月から３月）を単位とする。このうち、(1)及び(2)については４月30日、(3)及び(4)については12月31日までに、前年度及び前々年度の総数の情報を提供する。また、４月１日から９月30日までの間、(1)及び(2)については前年度、前々年度及び前々々年度の総数を、(3)及び(4)については前々年度及び前々々年度の総数の情報を提供する。情報提供の様式は任意（様式例５に参考例を示すが、例えば学校等がホームページに就職（内定）状況等を掲載している場合に、その内数として実績を掲載するなど、柔軟に対応することは差し支えない。）とする。  ※１　(1)、(2)に掲げる情報は、４月１日から４月30日までの間は前々年度及び前々々年度の総数と、(3)及び(4)に掲げる情報は、10月１日から12月31日までの間は前々年度及び前々々年度の総数に関する情報とすることができる。  ※２　（略）  第5　様式  様式1  （表面）　（略）  （裏面）  〔記入に当たっての注意事項〕  (1)～(3)　（略）  (4)　「(3)取り扱うべき職業紹介の範囲」の欄には、特に無料の職業紹介事業の取扱い範囲（取り扱う求人職種、取り扱う卒業者の範囲等)を定める場合に、その取扱い範囲を明示して記入すること。  (5)～(7)　（略）  様式2　（略）  様式3  （表面）　（略）  （裏面）  　　［記入にあたっての注意事項］  １～３　（略）  ４　(4)離職者数とは、報告対象年度の前年度に就職した無期雇用者のうち、就職後６ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者の数を指す。  ５　（略）  様式例１～様式例５　（略）  参考１～参考２　（略） |